

審 査 基 準

平成 2 1 年 7 月 8 日作成

法 令 名：山口県道路交通規則
根 拠 条 項：第 3 条第 2 項
処 分 の 概 要：通行禁止除外指定車標章等の交付
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め：第 3 条第 1 項第 2 号ル、同条第 1 項第 3 号へから力まで
審 査 基 準：別紙参照
標 準 処 理 期 間：5 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の交通課の窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：警察署 警察本部交通規制課
備 考：

別紙

次の事項に該当する場合は、許可することができる。

1 通行禁止除外指定車標章（第3条第1項第2号ル）

「公益上その他やむを得ない理由」がある場合

「公益上」とは、

公共性（公益性） 必要性の高いことが社会的に認知されているものをいう。

「その他やむを得ない理由」とは、

許可対象行為に関して、社会通念上通行許可を得る以外に他の手段をとることができない場合であって、通行禁止規制によって確保される交通の安全と円滑等の公益を上回る公共性（公益性）及び必要性があると認められる場合をいう。

2 駐車禁止除外指定車標章（第3条第1項第3号へからカまで）

(1) 対象車両の範囲

公共性が高く、広域かつ不特定な場所に赴くことが必要な用務に現に使用中の車両について駐車禁止除外指定車標章を交付することにより駐車禁止規制から除外する。

ア 医師又は歯科医師が緊急往診のために使用中の車両（第3条第1項第3号へ）

医師又は歯科医師が緊急往診のために使用中の車両とは、医師法に定める医師、歯科医師法に定める歯科医師が在宅診療（往診）のために使用中の車両をいう。

なお、規則第3条第1項第2号八に定める急病者に対する医師の往診のために使用中の車両は含まないものとする。

イ 執行官が行う裁判官又は裁判所の発する令状の執行のため使用中の車両（第3条第1項第3号ト）

執行官法の規定に基づく強制執行等のため使用中の車両をいう。

ウ 通常郵便の集配又は電報の配達のために使用中の車両（第3条第1項第3号チ）

郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する通常郵便の集配又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく電報の配達のために使用中の車両とは、郵政事業株式会社の車両のうち、専ら郵便物の集配に使用中の車両（小包郵便や郵便物と小包郵便を混載する場合は交付対象とはならない。）を、また、西日本電信電話株式会社等が電報の配達のために使用中の車両をいう。

エ 患者輸送車又は車いす移動車である車両（第3条第1項第3号リ）

車体の形状が患者輸送車又は車いす移動車である車両とは、道路運送車両法第67条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等の変更検査）に基づく「自動車の用途の区分について」（昭和35年運輸省自動車局長通達）に定める特殊用途自動車で車いす移動車、患者輸送車をいう。従って、障害者等の利便性を考慮した仕様の車両（助手席の回転やリフト付き等の構造を有する車両）は含まないものとする。

(2) 身体障害者等使用車両

身体障害者等使用車両に掲出する駐車禁止除外指定車標章は、身体障害者等本人に対して交付するもので、原則として次に掲げるものとする。

ア 第3条第1項第3号又に掲げる車両

身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、規則第3条第1項第3号又の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる障害の等級に該当する障害を有する者（以下重度身体障害者という。）で、歩行困難と認められる者をいう。

なお、同表の障害を2以上有し、かつ、その総合的な障害の程度が重度身体障害者に準ずる者であって、歩行困難であると認められる者をいう。

イ 第3条第1項第3号ルに掲げる車両

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める1級の障害を有し、歩行困難と認める者をいう。

ウ 第3条第1項第3号ヲに掲げる車両

戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、規則第3条第1項第3号ヲの表の上欄に掲げる障害の区分に応じて、同表の下欄に掲げる重度の障害を有し、歩行困難と認める者をいう。

エ 第3条第1項第3号ワに掲げる車両

療育手帳の交付を受けている者で、判定基準がAに該当する重度の障害を有し、歩行困難であると認められる者をいう。

オ 第3条第1項第3号カに掲げる車両

小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者で、厚生労働大臣が定める慢性疾患及び疾患の状態の程度のうち色素性乾皮症に該当する者（日出から日没までの間に限る。）をいう。